



長野県報

7月11日(月)
平成23年
(2011年)
第2283号

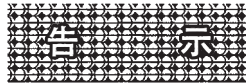
目次

告示

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定(食品・生活衛生課) 1
- 自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧(自然保護課) 2
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(8件)(森林づくり推進課) 2
- 解除予定保安林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課) 4
- 解除予定保安林(2件)(森林づくり推進課) 5
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 5
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 5

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課) 6
- 一般競争入札(農業技術課) 6



長野県告示第500号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定します。

平成23年7月11日

長野県知事 阿部 守一

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 井元 弘
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日、内容及びに会場の名称及び所在地

(1) 第I型クリーニング師研修及び業務従事者講習

ア 開催年月日、内容及び会場

開催年月日	内 容	会場の名称及び所在地
平成23年 9月25日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	松本市 長野県松本勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26
平成23年 10月6日(木)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	上田市 長野県上田合同庁舎 上田市材木町1-2-6
平成23年 10月19日(水)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	伊那市 長野県伊那合同庁舎 伊那市荒井3497
平成23年 10月30日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	長野市 ホテル信濃路 長野市中御所岡田131-4

イ 受講料

- (7) クリーニング師の研修 5,000円
- (4) 業務従事者に対する講習 4,500円

(2) 第II型業務従事者講習

ア 受講対象者、内容及び受付期間

受講対象者	内 容	受付期間
遠隔地に居住する者	業務従事者に対する講習	平成23年12月1日から 平成23年12月31日まで

イ 受講料

業務従事者に対する講習 4,500円

食品・生活衛生課

長野県告示第501号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び諏訪地方事務所並びに諏訪市役所及び下諏訪町役場において縦覧に供します。

平成23年 7月11日

長野県知事 阿 部 守 一

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
御射山宿舎	[区域] 諏訪郡下諏訪町(八島湿原旧御射山)

自然保護課

長野県告示第502号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年 7月11日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡谷市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、伐採を禁止する。

岡谷市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第503号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年 7月11日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市南信濃和田60のロ、262
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南信濃和田60のロ
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第504号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年 7月11日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第505号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿南町(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第506号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡根羽村1051の138
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
根羽村1051の138(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第507号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木祖村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、伐採を禁止する。
木祖村(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第508号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡小谷村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
北安曇郡小谷村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第509号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡小谷村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
北安曇郡小谷村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第510号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡北相木村字木次原5616の32、5616の33、5617の53から5617の56まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第511号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡売木村2653の90(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第512号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市龍江1832の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第513号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成23年 7月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡北相木村字木次原5616の32、5616の33
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第514号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成23年 7月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡売木村2653の90(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県上田建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 7月11日

長野県上田建設事務所長 山浦 直人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下原大屋停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市芳田字塚田1580番の2地先から 上田市芳田字堂金田2007番の2地先まで	旧	m 5.2~13.4	km 0.3719
同 上	新	12.0~13.8	0.3719

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 7月11日

長野県松本建設事務所長 手塚 秀光

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土合松本線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字今井3947番の2地先から 松本市大字神林5730番地先まで	旧	m 11.5~16.0	km 1.8801
		4.0~22.0	2.4422
同 上	新	11.5~16.0	1.8801
		10.0~37.6	2.4422

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 7月11日

長野県上田建設事務所長 山浦 直人

- 1 路線名 下原大屋停車場線
- 2 供用を開始する区間
上田市芳田字新町1622番の1地先から
上田市芳田字堂金田2007番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年7月11日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 7月11日

長野県松本建設事務所長 手塚 秀光

- 1 路線名 土合松本線
- 2 供用を開始する区間
松本市大字今井3947番の2地先から
松本市大字神林6098番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年7月11日

道路管理課